

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問５（情）第９号）

第１ 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、令和４年８月２２日付けで、広島県情報公開条例（平成１３年広島県条例第５号。以下「条例」という。）第６条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

表土の厚さを実測することなく、その値を捏造して記載した基礎調査調書（P. 1/4）の３例を行政文書として開示願います。

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第８条第２項の規定により、令和４年９月８日付けで決定期間の延長を行い、その後、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和４年１０月２０日付けで審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和４年１１月２日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

１ 審査請求の趣旨

県は、「表土の厚さを目視等ではなく、定量的に実測した基礎調査調書（P. 1/4）を行政文書として開示願います」との令和４年８月22日付け行政文書開示請求に対して、「作成又は取得していないため」を理由に行政文書不存在（令和４年10月20日付け砂防第○号）としている。

すなわち、県は表土厚さを定量的に実測していないことを上記行政文書不存在通知（令和４年10月20日付け砂防第○号）で表明している。

したがって、広島県の基礎調査調書の表土の厚さ記載値は、すべて捏造された値であると推察する。このような捏造された記載値を含む行政文書が土砂災害警戒区域等の指定根拠である場合は、広島県の土砂災害警戒区域等の指定はすべて有効性を失うことになる。

上記指摘を回避するため広島県は当該根拠文書は不存在であるとして開示請求を拒否したものと審査請求人は推察する。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) すべての調査地域の基礎調査調書で表土の厚さが捏造された値であると推察されるが、このような不合理なことを広島県がすることは考えられない。

万一、このような不合理なことをしていたとすると、それは広島県の行政上、重大な問題であり、これまでの土砂災害警戒区域等の指定は、有効性を失うことを意味する。こうした疑念を払拭するため審査請求する。

- (2) 下記グラフ（省略）は、斜面の表土厚さがガウス分布に従っているとして、ガウス分布の平均値の２倍値がどの程度の確率で出現するかを統計学的に算出してみたものである。広島県の平成18年度以降の基礎調査調書の表土平均厚さ度数分布が図中の丸印である。

平均値をこの度数分布の平均値 μ に一致させ、標準偏差をこの度数分布に沿うように設定した確率密度関数を曲線で示している。

$\varepsilon=5\text{cm}$ とすると出現確率は0.14%となる。しかし、広島県基礎調査調書では２倍値の出現確率は、100%であり、統計学的にありえない数値となって

いる。

このことから、基礎調査調書の表土の厚さは捏造された値ではないかと疑われる。

基礎調査調書の表土の厚さが捏造された値ではないことを下記グラフに反論する形で科学的に立証していただきたい。

また、行政文書不存在通知から弁明書発行までの時間が極めて長くかかっているが、なぜ1年超の時間が必要なのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）に基づき県が実施した基礎調査の結果を取りまとめた基礎調査調書（以下「基礎調査調書」という。）のうち、「地質の状況」欄を記載する目的は、調査地区の概況を記録することであり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということ把握できればよく、表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」という表現で足りるが、このような定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしている。

このため、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、その性質上、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしている。

このように、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さは、上記の「現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載する」手法により作成しており、「表土の厚さを実測することなく、値を捏造して記載した」基礎調査調書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、表土の厚さを実測することなく、その値を捏造して記載した基礎調査調書（P. 1/4）の3例を行政文書として開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、その性質上、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしており、「表土の厚さを実測することなく、値を捏造して記載した」基礎調査調書は存在しないため、本件請求文書は作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、基礎調査調書の表土の厚さを定量的に実測していないのであれば、すべて捏造された値であり、本件請求文書は存在する旨主張していると捉えられることから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、その性質上、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしている旨説明する。また、本件請求の捉え方について、当審査会から実施機関に確認したところ、表土の厚さについては、現地踏査により目視及び周辺の各状況から総合的に判断した結果を事実として記載しており、事実でないことを記載したものではないことから、「値を捏造して記載した」基礎調査調書は存在しない旨説明する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、当審査会から実施機関に確認したところ、基礎調査調書の作成において、「地表の状況」欄を記載する目的は、調査地区の概況を記録することにあるとのことであった。

また、当該基礎調査を実施する都道府県では、その大半において、一般財団法人砂防フロンティア整備機構（以下「機構」という。）が作成した基礎調査調書様式を準用しており、この様式には、表土の厚さを記載する項目がないとのことであった。

これらのことから、基礎調査調書の「地表の状況」欄の記載に当たって、表土の厚さを記載することは一般的ではないことが認められる。

次に、実施機関は、基礎調査調書の作成に当たって、機構の様式にはない表土の厚さを数値化して記載する項目を設けた独自様式を使用しているため、この点について確認したところ、表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」など定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしているとのことであった。

また、表土の厚さの数値化に当たって実測していないことについて実施機関に確認したところ、「地表の状況」欄を記載する目的は、上記のとおり調査地区の概況を記録することであり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということ把握できればよく、表土の厚さについては、現地踏査により植生状況等を主に目視確認し、総合的に判断したおおむねの値を記載することで足り、実測することは求めているとのことであった。

さらに、土砂災害警戒区域等の設定に当たっては、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さや、現地で実測した値を用いるのではなく、県内の既往災害資料から定めた値を適用しているとのことであった。

上記のことからすると、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さは、土砂災害警戒区域等の設定に影響を与えるものとは認められないため、当該表土の厚さの実測は求めているとの実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

- (3) 法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）には、基礎調査の方法について定めがなく、実施機関においては、「広島県基礎調査調書マニュアル（案）急傾斜地編」（以下「マニュアル」という。）により基礎調査を行っているということであるため、当審査会において、マニュアルを確認したところ、「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さを実測することについての記載はなかった。

また、土砂災害警戒区域等の設定に関する調査業務を受注する業者に示

した仕様書を確認したところ、表土の厚さを実測することについての記載はなかった。

加えて、マニュアルには、土砂災害警戒区域等の設定において、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さをを用いる旨の記載もなかった。

上記のとおり、基礎調査調書の「地表の状況」欄は、その性質上、本来的に実測値を記載することが予定されているものとはいえず、実施機関も「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄については、実測の必要がない項目であると認識し、目視により、侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等現地での状況を確認した結果、概算値を記載していると認められる。

これらの事情を踏まえると、「地表の状況」欄に、調査地区の概況を記載する一環として、表土の平均厚さ及び表土の最大厚さを、実測することなく、現地踏査により総合的に判断した概算値を事実として記載しているため、本件請求文書は存在していないと実施機関が説明していることは、不自然、不合理とまではいえない。

- (4) したがって、本件請求文書は存在しないため、これを不存在として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

- (1) 本件審査請求及び実施機関から当審査会に対し本件審査請求の諮問日と同日付けで諮問された別件審査請求4件は、審査請求から弁明書の発出までに約4か月ないし約2年3か月が経過している。また、別件審査請求では、一部の文書において探索が不十分な点も見られた。

当審査会において実施機関に対し弁明書の発出までに時間を要した理由を確認したところ、他の開示請求の対応や過去の審査請求の事例の確認を行っていたためであるとのことであったが、行政不服審査制度における「簡易迅速な手続」という趣旨を踏まえ、実施機関においては、今後、開示決定等に対する不服申立事案における処理に当たって、迅速かつ十分な対応が望まれる。

- (2) 「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄に具体的な数値を記載する方法については、基礎調査調書を閲覧する者からみれば、一般的には実測した値であると解釈することが通常である。このため、記載方法としては、疑義がないわけではない。実施機関において、基礎調査調書を閲覧した者に誤解を生じさせない方法について検討することを期待する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 1 月 19 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 7 月 25 日 (令和 6 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 8 月 22 日 (令和 6 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 9 月 26 日 (令和 6 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 10 月 31 日 (令和 6 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授